

海上保安庁で取り扱うご遺体

計355件(R4)

第2回死因究明等推進計画検証等推進会議
令和5年7月27日

資料5

犯罪死体・変死体

刑事訴訟法に基づく取扱い

- 司法警察員（海上保安官）による代行検視
- 鑑定処分許可状に基づく解剖

⇒司法解剖 166件(R4)

それ以外のご遺体

死体調査法に基づく取扱い

- 海上保安部長等の判断に基づく「検査」の実施
- 検査結果、医師の意見等を踏まえ、解剖の実施

⇒行政解剖 13件(R4)

海上保安庁における死因究明体制の強化

◎人材の育成（研修等の充実）

大学法医学教室での研修
当庁教育機関、都道府県警察での研修
鑑識検定制度

◎専門職員の配置・資機材の整備

「鑑識官」の増員・質の向上
検視室、遺体用冷蔵庫等の整備



鑑識官の配置状況 (令和5年7月現在)

